

全 員 協 議 会 記 録

令和 8 年 2 月 6 日 (金)
10 時 00 分 ~ 11 時 48 分
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

澁谷議長、笹田副議長

西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、
村木議員、森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、
串崎議員、小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、
川神議員

〔執行部〕

三浦市長、砂川副市長、岡田教育長、田中地域政策部長、市原金城支所長

〔事務局〕

下間局長、濱見次長、森井書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正（案）について (地域政策部)
- (2) 金城支所周辺施設整備事業の進捗について (金城支所)
- (3) その他

2 議会による事務事業評価の実施事業選出について

3 浜田市行政情報番組浜っ子タイムズ放映の収録について

4 その他

- (1) 自由討議について
- (2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[10 時 00 分 開議]

○議長

ただいまから、令和8年2月6日の全員協議会を始める。本日は、西田清久議員から欠席の連絡を受けている。

それでは、議題に入る。

1 執行部報告事項

(1) 浜田市まちづくり総合交付金制度の改正(案)について

○議長

資料1-1を参照されたい。執行部から説明を求める。

○地域政策部長

これまで、まちづくり総合交付金制度の検証・検討委員会において検討した。その結果については以前、総務委員会にも報告しているが、それに基づき令和8年度に予定している改正内容を報告する。

まず1点目として、備品購入費、工事請負費、修繕費に交付金を充当する場合の上限額について。これまで備品購入費については20万円未満、工事請負費については60万円未満という上限を設けていたが、令和8年度から、特に地域として重要又は喫緊の課題を解決するために取り組む課題解決特別事業については、必要となる備品購入費、工事請負費の費目ごとの上限額を設けないこととする。

次に2点目、食糧費充当可能額の引上げについてである。総合交付金を充当する場合の食糧費については、各行事につき、参加者1人当たりこれまで1,000円までとされていたが、今後、充当可能額を税込み1,500円に拡充する。

○議長

ただいまの報告について、質疑はないか。

○川上議員

備品購入費及び工事請負費の上限額を設けないとのことだが、予算が十分にあるわけではないと思う。どこかでの限度はあると思うが、どの程度となるか。

○地域政策部長

今回は、交付金の充当可能額の上限を、課題解決特別事業において撤廃するものであり、予算額や配分額自体を拡充するものではない。まちづくり推進委員会に配分された交付金を、事業に充当する際の上限額の変更である。したがって、配分された交付金の中で、備品購入費や工事請負費に充てる割合を増やす場合は、他の費目を削って調整することになる。

○川上議員

課題解決特別事業については別枠という話があったが、その枠の予算規模はどのようになっているのか。

○地域政策部長

当該年度の予算の範囲内ということで、各委員会から計画を提案された際、選定委員会を開催して選定する。あくまで予算の範囲内で認定を行うものである。

○川上議員

予算には限度があるが、その限度はどうか。

○地域政策部長

課題解決特別事業の毎年度の予算範囲について、例えば令和7年度で申し上げると、これまでに6団体に対し480万円を認定している。大体これまでの実績を見ても400万円から500万円程度の予算配分となっており、その範囲内で審査し選定していくことになる。

○川上議員

400万円から500万円という枠であるならば、仮に一つの団体からの申請額がその額に達した場合、他の団体は無理だということか。

○地域政策部長

資料の中段に表を掲載しているが、三つに分けている。地域課題解決のために新たに取り組む事業は50万円以下、複数年にわたるモデル的な先進事業は100万円以下、複数のまちづくり委員会が協力するものは200万円以下となっており、それぞれの範囲内での申請となる。

○川上議員

そうすると、上限額はそのとおり設定されているということか。

○地域政策部長

課題解決事業自体の上限額があるため、自然に枠がかかると考えている。

○川上議員

初めからそのように言ってくれれば良い。予算総額に大きな増減はないということで理解した。

○議長

その他質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(2) 金城支所周辺施設整備事業の進捗について

○議長

資料1-(2)を参照されたい。執行部から説明を求める。

○金城支所長

まず資料1番の、事業に至る背景及び事業概要についてである。金城支所庁舎は建築後65年以上が経過し、耐震性能が低いため早急な整備が要る状況だった。また、金城高齢者生活福祉センターさんあいホームの空きスペースの利活用も課題となっていた。こうした状況から、安全確保のために支所庁舎の整備に合わせ、金城支所、さんあいホーム、みどりかいかんの3施設を2施設に再編する計画を立て、整備を進め

てきた。

具体的には、令和6年度にさんあいホームの改修工事を行い、みどりかいかん内にあった雲城まちづくりセンターを移転した。令和7年度はみどりかいかんの改修を行っており、年度末に支所機能を1階へ移転する予定で準備を進めている。

次に2番、みどりかいかん改修後の施設概要についてである。裏面のレイアウト図と併せて参照されたい。みどりかいかんについては、これまで同様に市民に利用していただく形を維持し、休日や夜間の使用も可能である。1階の支所窓口には、休日等に立ち入ることができないようシャッター等を設け、執務室のセキュリティを確保する。また、引き続き指定避難所として活用する。

レイアウトについては、1階右側に防災自治課、産業建設課及び支所長室を配置し、左側に市民福祉課を設ける。1階奥の和室を改修したほか、2階の第1会議室を和室とし、避難が必要となった際にはこちらへ誘導する計画である。また、2階には多目的トイレを新設した。施設全体で照明のLED化、空調設備の更新を行い、非常用電源も72時間供給可能な体制を整え、利便性と安全性の向上を図っている。

今後の予定については、3月定例会議において、老人福祉センター条例の廃止を上程する予定である。3月28日・29日に引越作業を行い、30日から新施設での業務を開始し、4月1日からみどりかいかんの利用を再開する。7月以降に旧庁舎の解体工事に入り、令和9年4月以降に跡地の駐車場整備を行う予定である。

金城老人福祉センターとしての機能だった健康相談室は1階へ移転するため、当該部分については廃止とする。

なお、みどりかいかんの所在地番は現庁舎と同一であるため、位置に関する条例改正は行わない。

○議長

ただいまの報告について、質疑はないか。

○森谷議員

解体までの全体費用について教えてほしい。

○金城支所長

全体の費用は約6億円である。内訳は、さんあいホームの設計・工事に令和5年度から約1億9,700万円、みどりかいかんの改修に令和6・7年度で約2億円、旧庁舎の解体等に1億5,700万円、駐車場整備に1億5,000万円を予定しており、合計で6億400万円として地域再生計画にも掲載している。

○議長

その他質疑はないか。

(「なし」という声あり)

(3) その他

○議長

執行部から、ほかに何かあるか。

(「なし」という声あり)

執行部はここで退席するが、議員から執行部に対して、何かあるか。

(「なし」という声あり)

ないようなので、議題1を終了する。執行部は退席して結構である。

(執行部退席)

ここで暫時休憩する。

[10 時 12 分 休憩]

[10 時 18 分 再開]

2 議会による事務事業評価の実施事業選出について

○議長

資料2を参照されたい。

○濱見次長

令和7年度事業に係る事務事業評価の実施事業選出について説明する。

1番の実施目的については、昨年に引き続き、事務事業評価と決算審査を予算審査に生かすことで、議会の監視機能を強化し、事業改善につなげることを目的として、昨年度に引き続き実施したい。

2番の表を参照されたい。太枠で黄色く塗った部分は3月定例会議の日程である。評価対象とする事業を選出していただきたいが、選出する数については検討の余地がある。昨年度は3常任委員会で各3事業、合計9事業の評価を行った。昨年9月の実施後に議員の皆で振り返りを行った際、「3事業ずつは負担が大きいのではないか」「件数を減らして深く調査すべき」といった意見や、「取り組みやすい形に進化させて継続したい」という意見が出た。そのため、今回の事業数についてはあらかじめ3事業と固定せず、本日協議の上で決定されたいと考えている。

今後の流れとしては、3月定例会議中に3常任委員会において、選出する事業を協議し、最終日の3月17日の全員協議会において、委員長から報告を受けた上で正式に決定する予定である。

なお、昨年9月に評価を実施した令和6年度事業に対する市からの対応状況報告については、3月定例会議初日の全員協議会で報告される予定である。今回の事業選出とは年度が異なるため、混同されないようお願いする。

2ページの主なポイント及び事業選出の視点については、改善により市民福祉の向上に寄与することが見込まれる事業など、①から③までの視点で選定をお願いする。

4番目5番目は評価の内容であるので参考として事業の選出をお願いしたい。

3月17日の決定に向けて、各常任委員会での協議をお願いする。この後評価する事業数を決定されたい。

○議長

事務事業評価の全体的な流れについては、昨年度と同様に進めていこうというものである。今説明があったように、各常任委員会が選出する事業の数については、昨年の全員協議会で事務事業評価の振り返りを協議した際に、議員から「選出する事業数」の見直し等についての意見が複数あったと聞いている。

ここで、各常任委員会が選出する事業数を決めていきたい。昨年度は各委員会3事業ずつ、合計9事業であった。これについて、意見や確認しておきたいことがあれば願います。

○川上議員

私は昨年も今年も産業建設委員会に所属しているが、昨年3事業を選出した際、1事業についてはどうしても調査の手が足りない状況があった。したがって、最大でも2事業程度が良いと考えている。

○議長

川上議員から2事業でどうかという提案があった。そのほか意見はないか。

○川神議員

私も、昨年から着手したこの事業の意義は大きいと考えているが、3事業を絞り込む際、より深く検証していくためには、先ほど提案があったように最大で2事業、あるいは委員会で徹底的に検証するのであれば1事業でも、その本気度があれば十分ではないかと考えている。

○議長

1事業でもどうかという提案があった。そのほか意見はないか。

○佐々木議員

前回の協議時にも言ったが、3事業は非常に多く、深く調査するには時間が限られる。基本は1事業以上とし、その年によって複数の重要な問題がある場合には数を増やすといった、柔軟な枠で進めてはどうか。

○議長

折衷案として1事業以上という案があったがどうか。

○大谷議員

各委員会の取組課題によって重点は違ってくるため、各委員会1事業又は2事業ということで、具体的な数は委員会の協議に委ねる形で良いのではないか。最低1事業、最高でも2事業として委員会で協議することとしてはどうか。

○議長

折衷案として1事業以上が全てに当てはまると思うがどうか。2事業以内という限定が必要か。

○沖田議員

佐々木議員の意見に賛同する。1事業以上とし、具体的な数は各委員会の裁量に任せてほしい。

○議長

それでは、3 常任委員会それぞれ 1 事業以上とし、各委員会において協議の上で決定いただくということで良いか。

(「よし」という声あり)

そのように決定する。各委員会での検討をお願いします。

3 浜田市行政情報番組「浜っ子タイムズ」放映の収録について

○議長

資料 3 を参照されたい。

新たな顔ぶれとなった浜田市議会の直近の動きや今後の展望を伝えることで、議会と市民との距離がより近くなることを目的に、タイトル案を「浜田市議会 22 人の新体制」として、ケーブルテレビ収録を調整している。

放送予定日などは記載のとおりで、主に議長、副議長で収録対応を行うが、22 人全員の議員の自己紹介を取り入れたい。具体的には、1 人 20 秒以内で、名前、趣味、議員としての意気込みといったメッセージの収録をお願いします。内容については、また改めて知らせる。

現時点での収録予定は、2 月 24 日で、3 月定例会議初日の 3 常任委員会終了後に、1 人ずつコメントされる様子を事務局職員が動画撮影する予定である。

この件について、確認しておきたいことはないか。

(「なし」という声あり)

4 その他

(1) 自由討議について

○議長

事前にお知らせしているとおり、本日は、「職員の不祥事や服務規律に対する議会の関わり等について」を議題として自由討議を行いたい。

また、議員の皆から忌憚のない意見や素直な問題提起をいただくため、今回の自由討議については、非公開とし、録音録画を行わず進めたいと思うが良いか。

本案件の自由討議については、非公開とすることに異議ないか。

(「異議なし」という声あり)

異議なしと認め、非公開とすることに決した。

○森谷議員

非公開ということと録画・録音をしないということは別である。録画・録音は続けてほしい。

○議長

録音は行う予定だが、いかがか。

○森谷議員

非公開なので録画もしても良いではないか。

○下間局長

録画をすると、庁内に配信されることになる。録音は行う。

○森谷議員

そのようなルールは初めて知った。やむを得ない。

○議長

それでは録音はする。

(以下、非公開で自由討議)

【自由討議の概要】

過去の職員の不祥事に対する市の対応と、情報公開の在り方を中心とした議論が交わされた。

討議では、重大な処分事案が発生した際、事実関係が公表されず不透明な処理がなされる余地がある現在の仕組みに対し、懸念が示された。議論の主眼は、過去の事案における個人の責任追及や事実認定に捉われず、制度上の恣意的な運用を防ぐことにあると確認された。

その上で、今後同様の事態が生じた際に、情報公開の透明性を担保し、適正な運用を確実にするための制度設計の必要性について、強い問題提起がなされた。

自由討議は特定の決定を行うものではないため、議員間で問題意識を共有して終了し、必要があれば改めて協議の機会を設けることとした。

○議長

これより次の議題に移るため、会議を公開に戻す。

(2) その他

○濱見次長

令和8年度当初予算資料の購入について知らせる。

予算書と説明資料はタブレットに配信するが、市民向けに販売される冊子の購入を希望する場合は、2月13日正午までに事務局へ申し出てほしい。2月17日の議会運営委員会の日、会派ごとにまとめて渡す。それを逃しても窓口で購入することができる。なお、購入費は政務活動費の対象となる。

○議長

この件について何かあるか。

○森谷議員

今購入しようと思ったら購入できるのか。

○濱見次長

販売開始が2月17日で、まだ出来上がっていないとのことである。

○森谷議員

申し込んだら事務局からいつ受け取れるのか。

○濱見次長

2月17日の議会運営委員会の日に会派ごとにまとめて渡す。来られない場合は、会派室に置いておく。

○議長

その他ないか。

(「なし」という声あり)

続いて私から1点。資料4-(2)-②を参照されたい。

昨日の2月5日付けで、三浦市長から職員の働き方改革の推進及び庁舎管理への協力についての依頼があった。読み上げる。

「貴議会におかれましては、日頃より市執行部の行政運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当市においては職員の心身の健康保持及び業務効率の向上を目的として、働き方改革を推進しております。併せて、安全かつ適正な庁舎管理の徹底にも取り組んでおります。

つきましては、議員各位におかれましても、本趣旨をご理解いただき、下記の事項にご理解とご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1 職員の対応時間について。職員への質問等に当たり、窓口や電話での対応を希望される場合は、原則として勤務時間内、午前8時30分から午後5時15分までをお願いいたします。

2 勤務時間外の庁舎立入りについて。庁舎の安全確保及び適正な管理のため、勤務時間外における庁舎（本庁5階を除く。）への立入りは、緊急の場合を除き、ご遠慮いただくようお願いいたします。」

○森谷議員

8時30分から17時15分まで会派室に滞在可能とのことだが、退出については17時15分厳守という意味か。通常、職員の勤務時間と同様に、業務開始に間に合わせるためにはそれより早く到着する必要がある、17時15分まで業務を行えば退出はその後の時間となるのが一般的である。8時30分から活動を開始しようと思えば、私自身もそうだが、準備のためにそれ以前に入室する必要がある。入室自体も8時30分まで認められないということか。

もう1点、ルールがあるとはいえ、対話の最中にチャイムが鳴ったからといって即座に打ち切るような対応は、市民サービスを担う行政として非常識である。現場職員の裁量に任せるべきではないか。

例えば、部下の対応が終わらなければ課長が引き継いで区切りの良いところまで対応するのが当然である。市長が、ここまでのことを指示しているのだろうか。

○議長

本庁5階を除外する規定がある。常識的な対応として、それを原則とするということである。

○森谷議員

「本庁5階を除く」との規定についてであるが、議員が瞬間移動で5階へ移動でき

るわけではなく、移動の過程で周辺エリアを通過せざるを得ない。常識の範囲内で考えるべきである。

行政は市民のためのサービス業であり、民間の飲食店などと同様、状況に応じた柔軟な対応や接遇の質が求められる。このように厳格すぎる時間管理を行うことは、まるで刑務所の規律のようであり、非常識ではないか。

この通知自体に、「業務の区切りが良いところまで職員が認めた場合はその限りではない」といった一言を添えるべきである。そうでなければ、規則をしゃくし定規のように守り、一切の融通を利かせない職員が出てくる懸念がある。

○議長

意見は受け止めた。

○小川議員

参考までに聞くが、職員の休憩時間中の対応について聞きたい。通常 12 時から 13 時が休憩時間であるが、私は相談の際、その時間を避けるよう配慮している。

現在は窓口の昼休み交代制なども導入されていると思うが、職員が適切に休憩を取ることも重要である。12 時から 13 時の時間帯は対応を控えるべきという理解で良いか。

○議長

かつての出雲市長は「行政は最大のサービス産業である」と言っていた。市民が昼休みを利用して来庁する場合、行政はローテーションを組んで対応している。議員についても、所定の休憩時間を念頭に置きつつ、緊急性等に応じて配慮した対応をすることが望ましいと考える。

○小川議員

特に議長の見解を問うているわけではなく、職員の所定の休憩時間がどのように設定されているかを確認した。それを把握した上で、今後の対応の参考にしたいと考えている。

これは市民や議員に対する要望であると捉えており、休憩時間に対する一定の配慮は必要であると感じたため、質問した。

○議長

意見として聞いておく。

その他議員から何かあるか。

○岡本議員

産業建設委員会での「道の駅ゆうひパーク浜田」に関するやり取りが、新聞等で「採決された」と報じられており、違和感を感じた。現時点で委員会としてどのような経緯で採決に至ったのか、産業建設委員会委員長に説明を求める。

○村木議員

本件については改選前の 8 月 19 日に、当時の委員会へ初めて計画案が示された。その際、委員から多くの意見が出されたところである。その後、改選及び新市長就任後の 12 月定例会議において、前回からの見直し内容について執行部から報告があっ

た。そこでも委員からいろいろな意見が出されたが、担当部長からは「議案事項ではないため、この計画について議会としてどこまで関与すべきか」との趣旨の質問もあった。そのため、委員長としても議案外の事項であることを踏まえ、一定の意見聴取を行った上で次回で議論を終結させる方針であった。

しかし、年明けの1月19日に、執行部から産業建設委員会の正副委員長に対し、現在共同事業体から提示されている案についての賛否を示してほしいとの要請があった。

これまで一貫して「執行部報告事項」として扱われてきた案件ではあるが、執行部から明確に賛否を求められたため、産業建設委員会として採決を行うこととした。実際の採決では賛否が3対3の同数となったため、委員長である私が反対とした。その結果、産業建設委員会としては賛成少数により「承認できない」との決定に至ったものである。

議案ではない事項での採決は異例であるとの指摘もあるが、当時、委員会に諮った上で採決を行うべきとの意見が多数であったため、協議の上、挙手採決を行ったものである。当初から採決を予定していたわけではないが、執行部から計画に対する判断を求められた結果、このような手続をとったものである。

○岡本議員

今の説明によれば、執行部から賛否をまとめるよう要請があったために採決を行ったとのことであるが、これまでの自由討議等の経緯を鑑みれば、本案件は今後、議案として提出される可能性が極めて高いものである。

正式な議案として提出される前の段階で委員会に採決をさせるという行為は、執行部側に「この案は認めない」という結論をあらかじめ誘導しているようにも受け取れる。

産業建設委員会においては反対意見が主流のようであるが、私個人の見解としては賛成で、本事業は推進すべきものであると考えている。そのような状況で、採決が行われたことには強い違和感を覚えるし、執行部に対する威圧も感じる。

このような進め方は、我々の参画を認めないといったように一部の意見のみを反映しており、決して正しい判断ではないと考えている。

これ以上の言及は控えるが、今後もこのような手法が繰り返されるようであれば、議会運営上、問題視すべきだと思っている。

○森谷議員

産業建設委員会の議論については、傍聴を通じて内容を把握している。経緯を整理すると、本件は昨年2月のプロポーザルにより候補者が決定し、当初は昨年3月の契約予定であった。しかし、プロポーザルの過程で異例とも言える付帯意見が付いたことで、計画の再作成が必要となり、契約予定は9月へと延期された。その後、修正された2回目の案が8月の産業建設委員会に示されたが、そこでも多くの議論を呼び、再度作り直すこととなった。結果として3回目の案が12月の産業建設委員会に提出されたが、その際、提案者側から「これ以上は修正しない」という趣旨の極めて強硬

な姿勢が示された。これについてはひどい言い方だと思う。

もう1点、プロポーザルに参加した他社の提案内容が開示されていないため、比較検討が不可能な状況にある。議員から「ここで否決すれば、次の応募者がいなくなる」「山陰道開通の機会を逃す」といった懸念の声もあるようだが、そのような理由で妥協すべきではない。道路計画の有無や応募者の数にかかわらず、内容が不十分であれば、しかるべき質を求めるのが本来の姿である。現在運営を担っている事業者の提案内容も含め、比較可能な情報を入手する努力をすべきである。

私は40年間税理士として実務に携わってきたが、第一候補者が提示している計画案は極めていい加減である。特にSWOT分析については、自社の強みや弱みを整理し、今後の戦略を導き出すための基本的な手法であるが、当該案は単に項目を羅列しただけで、分析になっていない。

このような不完全な計画を承認することは到底できない。議会としては、他の提案者のプランも精査した上で、現在の第一候補者が不適格であるか否かを判断すべきである。プロポーザルに関わる全情報を入手するよう努力してほしい。

○川上議員

本件について説明すると、昨年2月に実施されたプロポーザルは、あくまで第一優先交渉権者を決定するためのものであり、提案のあった案が良い悪いという話ではない。ただし、案も一部含まれる。その案を精査し、3月末の契約締結に向けて協議を進めるという趣旨であった。

しかし、先ほど森谷議員から指摘があったように、諸般の事情により3月末の契約には至らず、9月に協定書を締結する形となった。この協定書は、今後の進展に応じて契約を目指すという内容であったが、執行部側と業者側の双方に課題があり、円滑には進まなかった。現在は、本年3月末の決着を目指している状況である。

ここで再確認すべきは、プロポーザルとは業者を確定させるものではなく、交渉の権利を与えるものであるという点である。「必ずこの業者と契約する」ということではなく、「この業者と交渉を行う」という立場であることを正しく理解する必要がある。

産業建設委員会において、執行部から案の妥当性について照会があった際、委員会としては改善すべき点などを指摘したが、先方からは「基本的には変えない」との明確な回答があった。同時に、市の観光産業を担いたいとの意向も示されたところである。

私は、項目を整理した上で本案に対して反対の意思を表明した。委員会において案の是非を判断することは正当な手続であり、業者が悪いといったのではない。提示された案そのものが不十分であると判断したためである。

プロポーザル後の執行部と業者との協議が調わなかった以上、委員会としてその案に反対することは当然である。

○副議長

岡本議員に聞きたいが、産業建設委員会における質疑や自由討議を見たのか。見

てないであろう。我々も、委員会として非常に厳しい判断をした。執行部から「委員会としての意見が欲しい」との要請を受け、委員7名全員が悩み、苦労を重ねた末に、委員会としての案を決定したのである。

我々としても、委員会だけの判断で進めて良いのか、全員協議会を開催して全議員の意見を聴取すべきではないかと聞いた。しかし、まずは所管である産業建設委員会の意見を聞きたいという執行部側の意図をくみ、真摯に協議を重ねて結論を導き出したのである。

このように委員会が総力を挙げてまとめた内容に対し、その過程を十分に確認せずに批判をすることは、委員会軽視も甚だしいと感じた。

○岡本議員

今は委員会軽視という話はしていない。ただ委員の意見をしっかり伝えれば良いのであって、そこに採決が必要であったのかという点について疑問に思っていると言っている。それだけのことである。

○副議長

採決を行うか否かについては、当初は私も不要であると考えていた。しかし、調査を進める過程で執行部側の明確な意向を確認する必要があると考え、方針を転換したものである。

委員会としての意見を出す以上、ある程度の方向性を確定させなければ、組織としての意見にはなり得ない。そのため、採決によって委員会の意思を明確にした上で、その反対理由を全員で集約するという手順を踏んだのである。採決を実施すること自体も、委員会内で協議し決定した事項である。

○西田一平議員

このままでは反対意見の声が非常に大きいので、私も一つだけ発言する。

今回のプロポーザルにおいて、第一優先交渉権者や第二優先交渉権者が存在するという事実は十分に理解している。その前提に立った上で、将来的な外部企業の参入リスクや、ほかに名乗りを上げる事業者が現れるかどうかの不透明性を考慮し、我々賛成の立場の委員は「現行の計画案で進めるべき」と主張してきた。

委員会軽視という話も出ているが、そういった話ではなく、専門家らによる審査会を経て、経済条件等も含めて妥当であると判断された結果を重視したものである。議論に当たっては、我々賛成側の委員が、こうした審査会による客観的な判断に重きを置いたという点についても、十分に理解した上で議論してもらいたい。

○芦谷議員

新聞報道を見て言いたい。今回の決定はあくまで一委員会の判断であるが、新聞紙上で報じられることにより、それが議会全体の確定した総意として独り歩きすることを懸念している。新聞報道されることによって、二元代表制の下で、また市議会が反対をしているかのような誤解を市民に与えかねない。

産業建設委員会以外の15名の議員の考えも存在するため、議長を含めた議会全体としての判断については、より慎重な議論が必要である。市民への情報発信の在り方

についても、議会として細心の注意を払うべきである。

○議長

建設的なまとめをしてもらわないと。

○村木議員

今日、産業建設委員会を代表して私の名義で、議長宛てに報告書を提出し、議長の意見を伺ったところである。

この後、議会運営委員会が開催される予定であるが、その終了後に改めて委員に対して報告を行い、今後の進め方について協議したいと考えている。

○議長

よろしいか。

(「はい」という声あり)

以上で、全員協議会を終了する。

[11 時 48 分 閉議]

浜田市議会全員協議会規程第 6 条の規定により、ここに全員協議会記録を作成する。

浜田市議会議長 澁谷 幹 雄